

意見交換会で取り上げるべきテーマ

弁護士 武 内 大 徳

第1 被害者参加制度に関わるもの

1 公判前整理手続への出席

- 公判前整理手続について、被害者参加人の出席を認めるべきである。

2 控訴審での参加

- 控訴審においても被害者参加人が事実または法律の適用について意見を陳述できるよう、法整備すべきである。

(問題となる制度)

- ・ 控訴審における弁論（刑事訴訟法393条4項）

第2 被害者参加制度以外のもの

1 記録の事前閲覧制度の整備

- 被害者等に対して、第1回公判期日前に、検察官が刑事記録の閲覧・謄写を認めている運用を、法制度化すべきである。

2 判決書謄本の交付

被害者参加事件においては、被害者参加人が裁判所に対して当該刑事訴訟事件の判決書謄本等の交付を請求する権利を認めるべきである。

(問題となる制度)

- ・ 謄抄本の請求（刑事訴訟法46条）

3 その他

- 公費により被害者を支援する弁護士に関する制度を整備すべきである。

具体的には、現在、日本弁護士連合会が日本司法支援センターに委託して実施している被害者法律援助事業について、援助費用を全面的に国費負担とすべく、総合法律支援法を改正すべきである。

(問題となる制度)

- ・ 支援センターの業務の範囲（総合法律支援法30条）等